

## 平成28年度 第7回江北町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成28年10月5日(水) 9時00分から11時00分

2. 場 所 江北町公民館 研修室

3. 出席委員 (13人)

会 長	藤瀬 宏	会長職務代理者	江頭 利民
1 番委員	武富 政敏	2 番委員	武富 澄男
3 番委員	江頭 幸典	4 番委員	北原 靖章
5 番委員	大串 俊實	6 番委員	関川 況一郎
7 番委員	古賀 健則	8 番委員	百武 昭弘
9 番委員	淵上 正昭	10 番委員	岸川 富差子
11 番委員	澁谷 洋子		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について ( 1 件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について ( 2 件)

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積  
計画の決定について ( 56 件)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 納富智浩

主 事 補 諸富真純

## 6. 会議の概要

局長	<p>只今から平成28年度第7回総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、藤瀬会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p><b>【会長挨拶】</b></p>
局長	<p>本日の出席委員は13名中13名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定されている過半数の出席により総会は成立しております。</p>
局長	<p>それでは、江北町農業委員会会議規則により。議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は藤瀬会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>これより議事に入ります。</p> <p>まず、日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。</p> <p>江北町農業委員会会議規則第10条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長	<p>それでは、7番古賀健則委員、8番百武昭弘委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の諸富主事補を指名いたします。</p>
会長	<p>それでは、日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは報告第1号をご覧ください。</p> <p>今月の農地法第18条第6項の規定による届出は、1件です。</p>
事務局	<p><b>【報告第1号、1番朗読、説明】</b></p> <p>以上、受付番号1番は、いずれも内容について議案書記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。以上で報告並びに説明を終わります。</p>

議長

ただいまの事務局の説明について質問等のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長

それでは、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は、1議案2件でございます。

**【議案の朗読並びに説明】**

受付番号1番から2番は、議案書にありますとおり、すべての農地を有効利用すること、機械・労働力・技術、周辺地域との関係などをみても問題なく、また農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

事務局

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

それでは、受付番号1番を淵上委員に、受付番号2番を関川委員と澁谷委員におねがいします。

9番委員

受付番号1番は、3条賃貸借の転貸の案件です。協力委員と現地調査を行いました。1筆は大豆、3筆は夢しずくを作付けされており、管理等問題ありませんでした。審議の程、よろしくをお願いします。

6番委員

受付番号2番は、3条賃貸借の更新の案件です。協力委員と現地調査を行い、大豆が作付けされており、何ら問題ありませんでした。審議の程、よろしくをお願いします。

11番委員

受付番号2番の更新の案件です。協力委員と現地調査を行いました。現在は水田が作付けされており、管理等何ら問題ないと思います。審議、よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。それでは、これより審議に入ります。

議長 ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長 賛成多数ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議長 それでは、日程第2、議案第2号の農業経営基盤強化促進法に基づく「江北町農用地利用集積計画の決定について」を、議題に供します。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案第2号の議案書をご覧ください。

事務局 江北町長より平成28年10月5日付で農用地利用集積計画の決定を求められています。

利用権新規の計画が2件、利用権再設定の計画が54件です。

面積は、資料兼新規が22,678平方メートル、利用権再設定が370,361.11平方メートルです。

**【議案の朗読並びに説明】**

事務局 以上の計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

事務局 以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長 それでは、受付番号1番は北原委員に、受付番号3番から4番は関川委員に、受付番号5番から28番、30番、32番から34番、36番から37番、42番を古賀委員に、受付番号26番から29番、31番から34番は武富委員

- 議長 　　に、受付番号30番から35番は大串委員に、受付番号2番、35番から41番は私が、受付番号42番から54番、56番は渕上委員に、受付番号55番は百武委員にお願いします。
- 4番委員 　　受付番号1番は利用権再設定の案件です。引き続き私が耕作をするもので、協力委員と現地調査を行いました。何ら問題ないと思います。審議、よろしくお願いします。
- 6番委員 　　受付番号3番、4番は利用権再設定の案件です。同じ耕作者がされており、協力委員と現地調査を行いました。現在は稲作が作付されており、管理等問題ないと思います。審議の程、よろしくお願いします。
- 7番委員 　　受付番号5番、利用権新規の案件です。アスパラは所有者の後継者の方がされておりまして、水田を本人で耕作されておりましたが体調を崩されており、耕作できない為、新規で佐賀県農業公社をとおして貸付けるということです。何ら問題ないと思います。
- 受付番号6番は、利用権再設定の案件です。協力委員と現地調査を行いました。佐賀県農業公社をとおして設定するという事です。何ら問題ないと思います。
- 受付番号7番は、利用権新規の案件です。所有者の年齢、体調を考え預けたいということでした。佐賀県農業公社をとおして設定するという事で、何ら問題ないと思います。
- 受付番号8番から28番、30番、32番から34番、36番から37番、42番は佐賀県農業公社をとおしてライフメイトが耕作をする案件です。協力委員と現地調査を行いましたが無ら問題ないと思います。
- 1番委員 　　受付番号26番から29番、31番から34番は佐賀県農業公社をとおしてライフメイトが耕作する案件です。協力委員と現地調査を行いました。現在は稲作、大豆を作付されておりました、何ら問題ないと思います。審議の程、よろしくお願いします。
- 5番委員 　　受付番号30番から35番は佐賀県農業公社をとおしてライフメイトが耕作するという案件です。何ら問題ないと思います。審議、よろしくお願いします。
- 9番委員 　　受付番号42番から54番は佐賀県農業公社をとおしてライフメイトが耕作

- 9 番委員            する案件です。協力委員と現地調査を行いました。管理等されていて何ら問題ないと思います。
- 受付番号 5 6 番は利用権再設定の案件です。協力委員と現地調査を行いました。3 筆は水田、1 筆は大豆を作付けされており何ら問題はありませんでした。審議の程、よろしくをお願いします。
- 8 番委員            受付番号 5 5 番は利用権再設定の案件です。協力委員と現地調査を行い、各要件を満たしているものと判断いたしました。何ら問題ないと思います。審議、よろしくをお願いします。
- 議長                受付番号 2 番、利用権再設定の案件です。協力委員と現地調査を行いました。所有者に屋敷周辺を囲んでいるような田でありましたので、賃借料も通常より引き下げております。
- 受付番号 3 5 番から 4 1 番、2 人の協力委員と現地調査を行いました。佐賀県農業公社をとおしてライフメイトが耕作する案件です。管理等されており何ら問題ないと思います。審議の程、よろしくをお願いします。
- 議長                ありがとうございました。それでは、これより審議に入ります。
- ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について発言のある方は挙手をお願いします。
- 副会長              佐賀県農業公社をとおして設定をする利点はどのようなものがありますか。
- 事務局              中間管理機構を活用するということが今年、改正があり利点が増えてきております。中間管理機構をとおして設定を行うと、貸し手側に固定資産税が 2 分の 1 になるということがあります。要件としましては、1 0 年間の設定で 3 年間、1 5 年の設定で 5 年間が対象の期間となっております。機械利用に関する補助金等が今後でてくると言われており、その分については中間管理機構をとおした農業者が優先されるという形に進んでいる状況であります。今後のことを考え、中間管理機構を活用していくようにしていく予定です。農業者から所有者への賃借料ですが、農業者から賃借料を一括で預かり、中間管理機構が各所有者へ振り込みを行います。その際に発生する振込手数料も中間管理機構が負担するようになります。
- 副会長              土地所有者、農業者への利点がありますので、今後、離農される方や認定農業者、法人への周知をしてもらえればと思います。

議長

他にございませんか。

議長

議案第2号については、古賀健則委員、北原靖章委員、武富政敏委員が借受人、貸付人となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく、議案参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席していただくようお願いします。

議長

古賀健則委員、北原靖章委員、武富政敏委員には、関係議案終了後に入室・着席していただきます。

(古賀健則委員、北原靖章委員、武富政敏委員 退席)

議長

それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり決定することとし、江北町長に意見書を送付いたします。

(古賀健則委員、北原靖章委員、武富政敏委員 着席)

議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

議長

この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長

よろしいですか。それでは以上をもちまして、江北町農業委員会第7回総会を閉会いたします。

10:30 閉会

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記載

のとおりであることを認め、ここに署名する。

江北町農業委員会      会 長      .....

(議事録署名委員)      7 番委員      .....

8 番委員      .....

(会議書記)      事務局職員      .....

